

Nagoya Business

低炭素化支援が改正省エネ法で

新指定企業に相談対応



改正省エネ法に関する相談業務に応じる松島社長

診断や補助金活用指南

環境問題や省エネに関するコンサルティングの低炭素化支援（本社名古屋市昭和区福江2の9の33・名古屋ビジネスインキュベータ白金2階、松島康浩社長、電話052・884-8025）は、企業の低炭素化を総合支援する。今年4月の省エネ法改正により施策が必要となった中小の工場や流通業向けに相談業務に応じる。また「コスト削減へ省エネ化を推進する企業に診断や各種補助金の活用などによる適切なサポートを行なつていく。

同社はエネルギー管に設立したベンチャー企業。省エネによるC

O排出削減など、企業化事業者の指定を受け

ることが必要になっ

た。同社ではこうした社会情勢を受けて、改正

省エネ法対策の相談業

務を開始。同法の説明から企業診断、エネルギー管理体制の整備支援、使用状況など各種届出書の作成、省エネ化のための中長期計画の作成などを総合サ

ポートする。また、規制の対象外

の企業が自主的にCO削減を実施する場合に、企業イメージ向上につながる「国内クレジット制度」の活用支

援の相談にも応えていく。松島社長は「法対策だけでなく、省エネ化によるコスト減や企業イメージの向上を図

今年4月からの改正省エネ法により、これまで工場や事業所単位で行なわれていたエネルギー総量の管理が、企業全体での管理に移行された。これによりこれまで非指定だった中小の工場や店舗なども、企業全体で年間のエネルギー使用量が1,500キロワット（原油換算値）あれば、特定連鎖

（今井康紀）

の企業が自主的にCO削減を実施する場合に、企業イメージ向上につながる「国内クレジット制度」の活用支

援の相談にも応えていく。松島社長は「法対策だけでなく、省エネ化によるコスト減や企

業イメージの向上を図る法人にアピールしていきたい」としている。